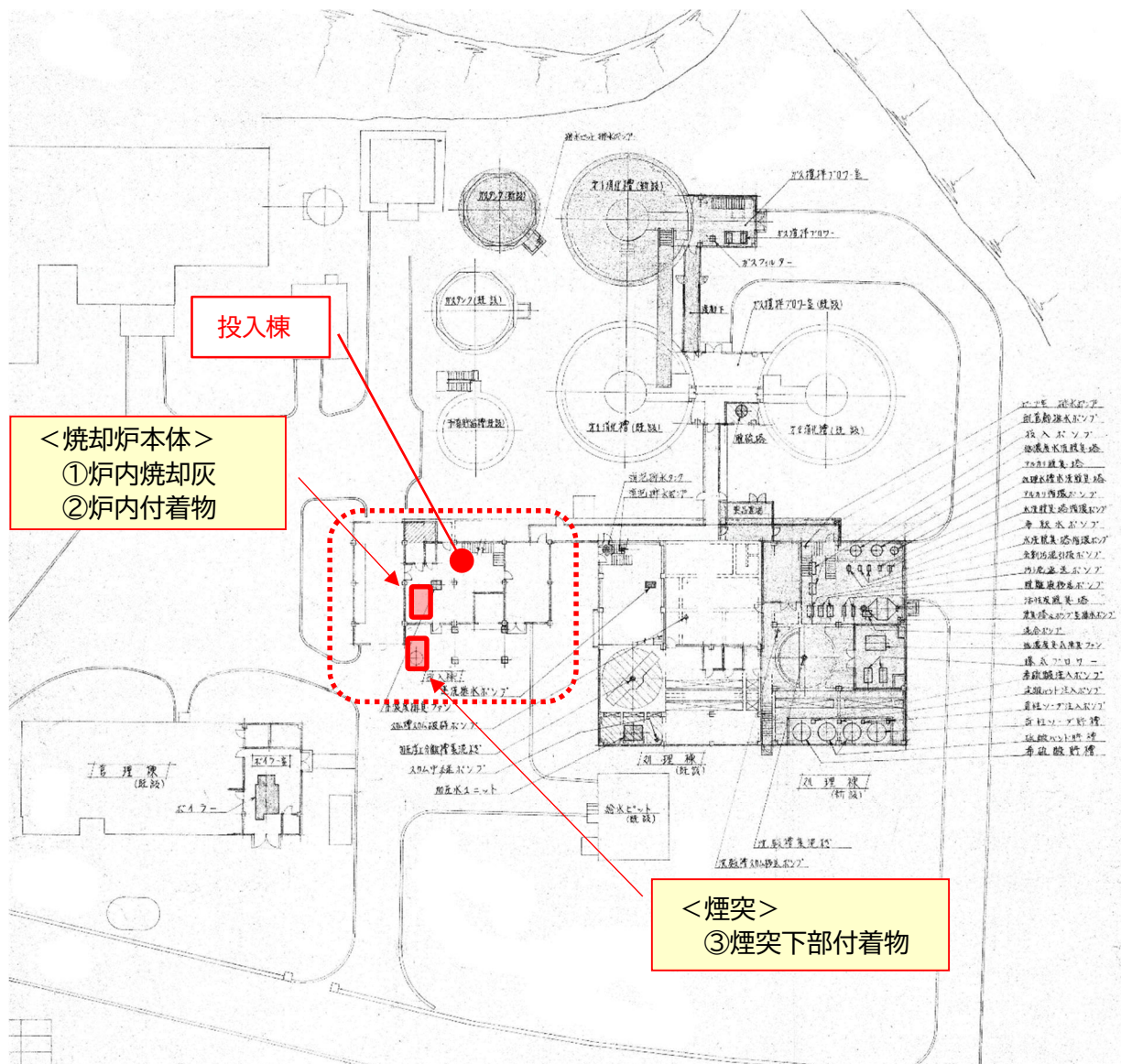




No.	採取箇所	対象試料	採取箇所 (採取方法)	備考
①	焼却炉本体	炉内焼却灰	炉点検口 (開放後に直接採取)	各点検口（2箇所）より採取し、等量混合した試料とする。
②		炉壁付着物	〃	各点検口（2箇所）より採取し、等量混合した試料とする。
③	煙突	煙突下部付着物	煙突灰出口 (開放後に直接採取)	煙突下部の堆積物を除去後に試料を採取する。
-	煙道	煙道内付着物	-	「煙道（煙道内付着物）」については、煙道区間が短く、かつ、「煙突下部付着物」と試料性状やダイオキシン類濃度等が同程度であることが想定されるため、同一の管理区域を設定することとし、本調査では省略とする。

ダイオキシン類調査箇所位置図（投入棟）